# 年度評価廃止に伴う評価委員会の対応について

# 1 業務実績評価に関する実施要領等の改正及び廃止について

- (ア)「業務実績評価の基本的な考え方」の改正 ※資料 3-2 参照
  - ① 1 基本方針、2 評価の種類、3 評価方法を次のとおり改正する。

現行

### 1 基本方針

- (1) 略
- (2)評価は、中期目標の達成に向けた 中期計画または年度計画の実施状況を 確認する観点から行うものとし、次期 の中期目標・中期計画の検討に資する ものとする。
- $(3) \sim (5)$  略

### 2 評価の種類

評価委員会は、地方独立行政法人法 (以下「法」という。)第78条の2第 1項に規定する次の評価を行う。

- (1) 各事業年度における業務の実績 に関する評価(以下「年度評価」とい う。)
- (2) 中期目標期間4年目終了時に行 う、中期目標期間終了時に見込まれる 中期目標期間における業務の実績に関 する評価(以下「中間評価」という。) (3)中期目標期間終了時に行う、中期 目標期間における業務の実績に関する 評価(以下「期間評価」という。)

#### 3 評価方法

- $(1) \sim (4)$  略
- (5)年度評価・中間評価・期間評価の 具体的な方法については、別途定める。

改正案

### 1 基本方針

- (1) 略
- (2) 評価は、中期目標の達成に向け た中期計画の実施状況を確認する観点 から行うものとし、次期の中期目標・ 中期計画の検討に資するものとする。
  - $(3) \sim (5)$  略

### 2 評価の種類

評価委員会は、地方独立行政法人法 (以下「法」という。)第78条の2第 1項に規定する次の評価を行う。

(削除)



(1)中期目標期間4年目終了時に行 う、中期目標期間終了時に見込まれる 中期目標期間における業務の実績に関 する評価(以下「中間評価」という。) (2)中期目標期間終了時に行う、中 期目標期間における業務の実績に関す る評価(以下「期間評価」という。)

#### 3 評価方法

- $(1) \sim (4)$  略
- (5) 中間評価・期間評価の具体的な 方法については、別途定める。
- ② 根拠法令「地方独立行政法人法」を改正後の内容に変更する。
- ③ 根拠法令「公立大学法人周南公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する 規則」を今年度中に改正後、変更する。(第23条第1項第1号を削除予定)
- (イ)「各事業年度の業務実績評価(年度評価)実施要領」の廃止 ※資料 3-3 参照

## 2 年度評価廃止後の評価委員会の運営について

- 年度評価廃止後の評価委員会のスケジュール(案) ※資料 3-4 参照
- 公立大学法人周南公立大学令和 4 年度事業報告書 ※資料 3-5(p. 16~)参照